

橋本市ネーミングライツパートナー募集要項

市では、市が保有する公共施設や市が実施する事業、イベント等（以下「市有施設等」という。）のネーミングライツパートナーを募集します。

なお、応募にあたっては、本募集要項のほか、橋本市有料広告事業実施要綱（平成24年告示第87号）（別紙資料1）を併せてご確認ください。

1 目的

市が民間の法人又は団体等（以下「パートナー」という。）との契約により、市有施設等の名称等に、企業名、商品名等を冠した愛称を命名する権利（当該施設及び事業に企業名、商品名等を冠した広告物等を設置することを含む。以下「ネーミングライツ」という。）を付与し、当該パートナーからその対価を得て、市有施設等の運営維持及び利用者のサービス向上を図り、市有施設等の良好な運営に資することを目的とします。

2 募集概要

（1）対象施設・事業及びネーミングライツ料希望金額等

施設名・事業名 [所在地・事業実施場所]	契約期間	ネーミングライツ料 希望金額
① 橋本市郷土資料館 [橋本市橋谷1番地の1]	3年以上 5年以下	年額50万円以上
②橋本北消防署訓練塔 [橋本市小峰台1丁目32-7]	3年以上 5年以下	年額60万円以上
③橋本駅前駐車場(コインパーキング) [橋本市古佐田]	2年	年額50万円以上
④橋本市浄水場（管理棟・高区浄水池） [橋本市隅田町真土100]	3年以上 5年以下	年額100万円以上
⑤西部配水池 [橋本市さつき台二丁目487-28]	3年以上 5年以下	年額50万円以上
⑥ 西部低区配水池 [橋本市高野口町名倉1142-12] 西部高区配水池 [橋本市高野口町名倉1371-2] (高野口公園内)	3年以上 5年以下	年額30万円以上 (2施設合わせての 金額)
⑦細川中継ポンプ場 [橋本市城山台四丁目2-2]	3年以上 5年以下	年額50万円以上
⑧歩道橋 ア あやの台歩道橋（南側）	3年以上 5年以下	年額30万円以上 (1橋あたり)

[橋本市あやの台一丁目4-1番地先] イ あやの台歩道橋（北側） [橋本市あやの台一丁目4-6番地先]		
⑨高野口公園 [橋本市高野口町名倉1170番1外]	3年以上 5年以下	年額50万円以上
⑩いきいきルーム [橋本市保健福祉センター1階]	1年以上 5年以下	年額60万円以上
⑪空家バンク [建築住宅課窓口・ホームページ]	1年以上 5年以下	年額90万円以上
⑫学校図書館 蔵書・新聞整備事業	3年以上 5年以下	年額50万円以上

詳細は、別紙2「ネーミングライツ導入対象施設・事業一覧表」をご覧ください。

- ※ ネーミングライツ料のほか消費税及び地方消費税が別途必要です。
- ※ 希望金額を下回る場合も応募できますが、応募金額は審査項目であるため、評価の対象となります。また、ネーミングライツ導入施設・事業には最低金額を設けています。最低金額以上の金額で提案してください。
- ※ ネーミングライツを付与する期間（契約期間）は3年以上5年以内とし、パートナーと協議の上、その期間を決定します。ただし、施設・事業の個別の状況に応じ、別途期間の指定がある場合はその期間となります。

愛称の使用開始日は、契約開始日と同日とし、導入準備に要する期間などを踏まえてパートナーと協議の上、決定します。

(2) パートナーのメリット

ア 市は、パートナー及び愛称の決定について、プレスリリースとともに、市広報及び公式ホームページで公表します。また、市広報、公式ホームページ等における施設・事業名称の記載は、原則として愛称を使用（愛称が定着するまでの一定期間（概ね1年間）、正式名称を併記する場合があります。）しますので、ネーミングに含まれる企業名・商品名等の市内外へのPR効果が期待できます。

イ パートナーは、施設や事業実施中に愛称看板等を標示することができます。また、自社のホームページ等にネーミングライツパートナーとして市民サービスの向上等に貢献していることをPRすることができるので、イメージアップにつながります。

3 愛称の条件等

ネーミングライツ事業による愛称は、市有施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民及び利用者の理解

が得られるものとし、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないもので、次に掲げる全ての要件を満たすものとしてください。

なお、市は、ネーミングライツ事業の契約期間中は、市有施設等の愛称を使用するものとします。ただし、条例等に規定されている当該市有施設等の名称（以下「正式名称」という。）については変更しないものとし、必要に応じて正式名称を併記することができます。また、国等への報告書、申請書等の公文書につきましては、原則、正式名称を使用します。

※愛称が定着するまでの一定期間（概ね1年間）、正式名称を併記させていただくことがあります。

※一部の施設・事業については、施設・事業に付する愛称に別途条件があります。

- (1) 日本語又は英語（アルファベット）により表記可能なこと。ただし、企業ロゴ、マーク等については、この限りでない。
- (2) 第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害するおそれがないこと。（商標権等がある愛称を命名する場合は、権利者からも許諾が得られるなどを条件とします。）
- (3) 市民及び利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできないものとします。ただし、ネーミングライツパートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議のうえ、変更できるものとします。
- (4) 公共施設・事業にふさわしい愛称とし、次に掲げるものは使用を認めないこととします。

ア 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

イ 社会的に不適切なもの

ウ たばこにかかるもの

エ 国内世論が大きく分かれているもの

オ 政治的な宣伝、特定の主義主張に関するもの

カ 個人、団体等の名誉や権利等を損なうおそれのあるもの

キ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）

ク 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」

ケ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

コ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

サ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

シ ギャンブル等を肯定するもの

- (5) その他市有施設等の愛称として使用することが適当でないと認めら

れる場合や交通の安全を考慮すると適当でないと認められる場合等、市が設置する優先候補者選定委員会の意見に従い、変更されることがあることを承諾するものとします。

4 費用負担

ネーミングライツ事業の導入に伴う市とパートナーの費用負担の区分は、下表のとおりとします。

費用負担の区分	市	パートナー
ネーミングライツ料の支払		○
敷地内外の表示の変更（施設看板、道路標識、電算システム等）事業・イベント名の表示の変更（看板等）（※1）		○
契約期間満了後（契約解除を含む。）の原状回復費用		○
契約締結後に作製するパンフレット、封筒等の市の印刷物や市ホームページの表示変更（※2）	○	
市の業務上やむを得ない事由が発生した場合や改修工事実施の際、表示看板等の一時撤去等	○	

（※1）敷地内外の愛称看板等の変更については、市や関係機関と協議の上、決定いたします。また、パートナーは、原則、敷地外の新規看板等の設置はできないものとします。敷地内の新規看板等の設置方法・意匠・構造等について、設置の可否も含め市や関係機関と協議の上、決定いたします。屋外への愛称看板設置等については、和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号）等の関係法令を遵守するものとします。

（※2）残部数や切替え時期などを考慮し、協議の上、決定いたします。

5 応募資格（規制業種又は事業者等）

市のネーミングライツパートナーとして、ふさわしい資力及び信用を備え、次の各号に定める業種又は事業者等に該当しない法人又は団体等（個人事業主を含む。）が応募できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融・高利貸しに関する業種
- (4) ギャンブルに関する業種（当せん金付証票法（昭和23年法律第1

- 44号)に規定する宝くじに係るものは除く。)
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
 - (6) たばこに関する業種
 - (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手続中の事業者
 - (8) 市税を滞納している事業者
 - (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)の規定による処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある者を含む団体等
 - (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う事業者
 - (11) 橋本市建設工事等契約に係る入札参加資格停止基準(平成18年橋本市告示第271号)に基づく指名停止を受けている事業者
 - (12) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
 - (13) 興信所・探偵事務所棟の業種
 - (14) 特定商取引に関する法律(昭和51年6月4日法律第57号)で、連鎖販売取引と規定される業種
 - (15) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
 - (16) 占い、運勢判断に関するもの
 - (17) 前各号に掲げるもののほか、社会問題を起こしている業種や事業者など、市長がネーミングライツ事業のパートナーとして適当でないと判断した業種又は事業者

6 応募方法

- (1) 提出書類
 - ①ネーミングライツ・パートナー提案書 様式1
 - ②誓約書 様式2
 - ③役員等名簿 様式3
 - ④委任状(代理人が応募する場合) 様式4
 - ⑤質問書 様式5
 - ⑥履歴事項全部証明書 ※法人の場合のみ
 - ⑦直近1事業年度分の貸借対照表・損益計算書・
株主資本等変動計算書の写し
 - ⑧会社の概要に関する説明書(任意様式、既存の写しでも可)
- (2) 募集期間
令和7年12月1日(月)から令和8年1月30日(金)まで
- (3) 提出先
〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号
橋本市役所 総務部財政課(2階)
※ 直接持参する場合の書類の受付時間は、午前8時30分から午

後5時15分までとなります（土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始を除きます）。

※ 郵送の場合は、郵便書留など配達記録が残る方法によることとし、応募期間の最終日必着で郵送してください。

（4）質問の受付

①受付期間

募集期間中、隨時受付しております。

②受付方法

質問書（様式5）に必要事項を記載のうえ、当該電子ファイルを添付した電子メールを③の送付先に送信してください。

③送付先

総務部 財政課

E-mail : zaisei@city.hashimoto.lg.jp

※電子メールの件名は、「ネーミングライツに関する質問」としてください。

④回答方法

受け付けた全ての質問は、質問者名を除いたうえで、隨時市ホームページ内の「ネーミングライツ・パートナーを募集します」に掲載して回答します。

リンク先：市ホームページ>「各課のご案内」>「総務部」>「財政課」>「行政改革」

（5）留意事項

ア 応募にあたっての費用については、応募者の負担となります。

イ 追加資料の提出をお願いする場合があります。

ウ 提出書類等は返却しません。

エ 提出書類等は関係機関への意見照会で使用することがあります。

また、橋本市情報公開条例に基づき開示することができます。

（6）募集期間経過後の対応

募集期間中に応募者のない施設・事業は、別途公募により当該施設の募集を再開します。

7 優先候補者の選定

（1）審査

本市が設置する優先候補者選定審査会において、6の（2）提出書類について、本市が設置する優先候補者選定審査会が総合的な評価を行い、優先候補者を選定します。また、応募者が1者のみの場合も、優先候補者選定審査会においてネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうかを審査します。

（2）審査基準

区分	審査のポイント	配点
愛称案	市民にとって親しみやすいか、呼びやすいか、名称が長くないか 施設・事業のイメージや設置目的、実施目的にふさわしいか	30
社会貢献等	橋本市内の実績（ボランティア、寄付、スポーツ大会・交通安全啓発等活動の内容及び件数等）、社会貢献に対する考え方（今後の計画を含む）	10
ネーミングライツ料	応募金額	40
提案期間	期間の長短（原則3年以上5年以内）	10
地域要件	市内に本社、支社又は営業所がある法人等か	10
合計		100

※ 「3 愛称の条件等」及び「5 応募資格」の要件を満たさない応募については、上記選定基準による審査は行わず、失格とします。

※ 最高得点者を優先候補者として選定します。ただし、指定管理者による管理が行われている施設において、当該指定管理者が応募したときは、他の応募者に優先して当該指定管理者を優先候補者として選定することができるものとします。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査会での審査後1か月以内に、全ての応募者に「様式6 橋本市ネーミングライツパートナー審査結果通知書」で通知します。

8 契約の締結

市は、優先候補者の決定後、当該優先候補者と契約に係る必要事項について協議を行い、合意が成立したときは、速やかに契約を締結とともに、ネーミングライツを導入する施設・事業の名称、愛称、ネーミングライツ料等について、市ホームページ等で公表するとともにプレスリリースを行います。

なお、優先候補者との協議の結果、契約に至らなかった場合は、次点順位の応募者と契約締結に向けた協議を行うものとします。

9 ネーミングライツ料

原則、年額単位での設定とします。提案金額には、消費税及び地方消費税を含めないでください。提案金額に消費税及び地方消費税を加えた金額を契約金額とします。

また、ネーミングライツ導入施設・事業には最低金額を設けています。最低金額以上の金額で提案してください。施設・事業ごとの最低金額は

別紙2「ネーミングライツ導入対象施設・事業一覧表」をご覧ください。

ネーミングライツ料の納入は、市の発行する納入通知書により、年額一括で市が納入通知を行ってから30日以内に指定金融機関に納入することとします。

ネーミングライツ開始時期が年度途中からになる場合、初年度及び最終年度のネーミングライツ料は、月割りにより按分計算します。

1.0 屋外広告物における美観及び交通安全上の配慮について

屋外広告物の内容及びデザインについては、当該広告物を掲載する地域の特性に配慮するとともに、まちの美観風致を著しく阻害するものでなく、和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号）の許可基準に沿った大きさやデザインなどにすることが必要です。

また、交通安全上に関する配慮として、信号機又は道路標識等に類似するもの、又はこれらの効用を妨げるものであってはならず、自動車等運転者の誤解を招くものや注意力を散漫にするおそれがあるものとしてはいけません。

なお、屋外広告物の設置については和歌山県屋外広告業の登録業者により行う必要があります。

1.1 リスクの分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

1.2 契約の解除

選定された後、もしくは契約締結後、ネーミングライツパートナーが「5 応募資格要件」を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツサポーターとすることが適当でないと認められるときは、市は速やかに決定の取り消し及び当該契約を解除するものとします。この場合において、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するとともに、市は、ネーミングライツサポーターに対し補償を行わないものとし、また、市が被った損害等についてはネーミングライツパートナーが負担するものとします。

1.3 契約期間の満了

市は契約期間の満了までに、ネーミングライツの継続実施を判断するものとします。継続実施となる場合は、契約期間の満了前に対象施設のパートナーを公募し、優先候補者を決定します。

(問い合わせ)

橋本市役所 総務部財政課

電話：0736-33-3722（直通）、ファクシミリ：0736-33-1665

メールアドレス：zaisei@city.hashimoto.lg.jp